

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（大型ごみ等）の収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円
概要	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物（大型ごみの全量、指定袋ごみ、家電リサイクル法の対象となる家電製品）を生活環境の保全上支障が生じないうちに戸別収集し、これを運搬する。
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約金額	67,483,900 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津一丁目 4 番 3 1 号 〔名称〕 大津市再生資源回収事業協同組合
契約相手方の選定理由	<p>一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境の下に健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はその確実な履行を最優先に位置付けている。このことを受け、市町村が廃棄物の処理を委託する場合の委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることが求められており、価格の低廉性を重要な要素と位置付ける競争入札によってその要請を確保することは困難であることから、随意契約の方法により契約の締結をする。</p> <p>大津市再生資源回収事業協同組合（以下「組合」という。）は、長年にわたり市内家庭系大型ごみの収集運搬業務を行っていることから、廃棄物の種別に応じた対応を熟知しているだけでなく、対応できる車両も保有している。また、当組合を構成する組合員は、専門的な技術を有し、あらゆるごみの分別、解体及び運搬等に精通していることから、大型ごみ及び適正処理困難物相当のごみを収集運搬できる市内唯一の者である。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。